

越 監 公 表 第 9 号

地方自治法第199条第14項の規定により、市長から令和2年（2020年）7月20日付け越監第78号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和2年8月27日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 武 藤 智

越谷市監査委員 島 田 玲 子

監査の結果に係る措置について

市長公室

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 臨時職員賃金の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

臨時職員への賃金の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ① 勤務時間数を誤って集計したため過支給となっていたもの。(広報広聴課)

【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、臨時職員の勤務日数の確認が不十分であったことから、賃金に過支給が生じたものであり、ご指摘後、速やかに支給金額を再確認し、令和2年4月分の賃金にて精算をいたしました。

今後は、2人体制で出勤簿の勤務日数等の確認を徹底するなど、再発防止に努めてまいります。

監査の結果に係る措置について

市長公室

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 臨時職員賃金の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあつた。

臨時職員への賃金の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ② 旅費に関する日当分の庶務事務システムへの実績入力を誤っていたため支給金額に不足が生じていたもの。(人権・男女共同参画推進課)

【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、旅行命令簿の確認者及び人事給与システム入力者による申請内容の確認が不十分であったことから支給金額に誤支給が生じたものであり、ご指摘後、速やかに修正処理を行い、令和2年5月に精算をいたしました。

今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例を再確認するとともに、旅費に関する事務処理手順等について職員に周知徹底を図り、管理職員による十分な確認をすることで同様な誤りが発生しないよう努めてまいります。